

被災建築物・災害廃棄物（土砂混じりがれき） 撤去制度のご案内（公費撤去）

本制度は、平成30年7月豪雨によって甚大な被害を受けた被災建築物又は災害廃棄物（土砂混じりがれき）について、倒壊又は二次災害を引き起こすおそれがあるなど生活環境保全上支障のあるものを所有者の申請に基づき、江田島市が所有者に代わって撤去を行うものです。

1 撤去の対象

(1) 被災建築物の撤去対象要件

次のいずれの要件も満たす必要があります。

- ① 被災証明で、全壊、大規模半壊、半壊の認定を受けたもの
- ② 所有者が個人又は中小企業基本法第2条に該当する中小企業者であること
- ③ 家屋等をすべて解体・撤去するもの

※家屋の一部解体やリフォームに伴うものは対象ではありません。

住家以外の事務所等も原則として対象となります。

周りに住宅等がない場所にある倉庫や作業小屋等は対象外となる場合があります。

【注意点】※市が撤去するのは次の範囲です。

- ・ 地上より上の建物部分と基礎部分（杭基礎は除く。）
- ・ 地下室や地下埋設物は対象外
- ・ 庭木、庭石などは対象外
- ・ ブロック塀などは、原則撤去しませんが、損壊して危険である、作業上支障となる等の場合は対象
- ・ 解体後は粗整地となります。（きれいな砂を入れての整地は行いません。）

(2) 災害廃棄物（土砂混じりがれき）の撤去対象要件

次のいずれの要件も満たす必要があります。

- ① 人力等では撤去が困難なもの
- ② 宅地内に堆積しているもの

※農地や山林に堆積しているものは対象ではありません。ただし、宅地と農地が混在し、撤去作業を一括して行う方が迅速に対応できる場合は、農地内の土砂等についても同様に撤去する場合があります。

【注意点】※市が撤去するのは次の範囲です。

- ・ 機械で撤去できる範囲となりますので、家屋の中の土砂混じりがれきについては、市では撤去できません。
なお、家屋の中の土砂混じりがれきは、敷地の中に出しておいていただければ、市で撤去します。
- ・ 家屋の清掃や消毒作業は行いません。
- ・ 法面の復旧など、現状復旧は行いません。

2 受付に必要な書類

(1) 被災建築物の撤去（同時に土砂混じりがれきを撤去する場合も含む。）

- ① 申請書（実印を押印。印鑑登録証明書添付）
 - ② 申込者の身分証明書（写真付き），写真なしの場合は2種類
 - ③ 罹災証明書
 - ④ 登記事項証明書（建物・全部） ※未登記の場合は固定資産評価証明書
 - ⑤ 敷地配置図（解体する建物を明記してください。手書き可）
 - ⑥ 状況写真（建物全景・被災状況の確認できる現像したもの）カラーコピー可
 - ⑦ 委任状（代理人が申請する場合。申請者の実印押印。印鑑登録証明書添付）
- ※ 申請者のほかに建物の権利者がいる場合は，次の書類が必要です。
- ⑧ 同意書（共有者・相続権者・抵当権者・賃借権者等）
（権利者の実印押印。印鑑登録証明書添付）

※ 相続者の場合は，相続関係図・被相続人の相続関係の分かる戸籍謄本等，遺産分割協議書又は公正証書等の添付が必要となります。

※ 個別の状況により，必要書類を追加していただく場合があります。

- ・ アパートの場合は，入居者全員の同意書が必要
- ・ 状況によっては，隣接地権者等の同意が必要 など

(2) 災害廃棄物（土砂混じりがれき）の撤去

- ① 申請書
- ② 申込者の身分証明書（写真付き），写真なしの場合は2種類
- ③ 敷地配置図（撤去する土砂混じりがれきの範囲を明記してください。手書き可）
- ④ 状況写真（被災状況の確認できる現像したもの）カラーコピー可
- ⑤ 委任状（代理人が申請する場合。申請者の実印押印。印鑑登録証明書添付）

※ 個別の状況により，必要書類を追加していただく場合があります。

※ 申請書類につきましては，手続き等を説明の上お渡しいたしますので，
市役所本庁2階 地域支援課までお越しく下さい。

問い合わせ：江田島市 市民生活部 地域支援課 TEL 0823-43-1637